

公益社団法人無人機研究開発機構 定款

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人無人機研究開発機構と称し、英文名を **Japan unmanned vehicle exploration agency** (英文略称 **JUVA**) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県北九州市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、無人機全般について調査、研究および技術向上についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等を行う場となることにより、無人機に関する研究の進歩普及を図り我が国における学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究及び調査
- (2) 学術集会、講演会、研究会等の開催
- (3) 優秀な業績の表彰
- (4) 専門技師及び研修施設の認定及び無人装置の規格化
- (5) 会誌その他図書の刊行
- (6) 無人機の利用技能の研鑽及び資質の向上に関すること
- (7) 関連団体との連帯交流に関すること
- (8) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業は、福岡県内において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 無人機またはそれに準ずる機器に関する学識・技能または経験を有する個人のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 無人機またはそれに準ずる機器に関する学識・技能または経験

を有する団体のうち、この法人の目的に賛同して入会した団体

(3) 特別団体会員 無人機に関心のある大学並びに官公庁のうち、この法人の目的に賛同して入会した団体

(4) 賛助会員 この法人の目的事業に賛助する個人または団体

(5) 名誉会員 この法人に対し特に功労のあった者のうちから総会の議決をもって推薦された個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員となろうとする者は、理事会で別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員に推挙された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、特別団体会員及び名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会をすることができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款または規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2 会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、除名をしようとする総会の日から一週間前までに、その旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年間以上履行しなかったとき

(2) 総社員の同意があったとき

(3) 当該会員が死亡したとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。

3 会員は、この法人の活動に関連して知り得た情報を第三者に開示もしくは漏洩し、またはこの法人の活動以外の目的に使用してはならない。

4 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有する。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 資格を喪失した会員が納入した会費および抛出金品は、返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事および監事の選任および解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認

(5) 解散および残余財産の処分

(6) 定款の変更

(7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、臨時総会として、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に

対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長が当たるものとする。

(議決権)

第 17 条 総会の議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条第 1 項および第 2 項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長およびその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に署名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長、理事長および副理事長以外の1名を専務理事、理事長、副理事長および専務理事以外の1名を常務理事、理事長、副理事長、専務理事および常務理事以外の1名を常任理事とすることができる。

4 理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事、および常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の選任等)

第 22 条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、および常任理事は、理事会の決議によって選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第 23 条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その会務を総轄し、その職務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 常務理事および常任理事は、理事長、副理事長および専務理事を補佐し、本会の業務を執行する。

6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事および常任理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の

業務および財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 25 条 理事および監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事および監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事および監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事および監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事および監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障がありまたはこれに堪えないとき。

(3) この法人の理事および監事として相応しくない非行があったとき。

2 理事および監事を解任しようとするときは、当該理事および監事に対し、解任しようとする総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 27 条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に基づき算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員には、職務の執行に要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第 28 条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者の中から理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要な事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べ又は助言を行う。

4 顧問の任期は、委嘱した理事長の在任期間とする。

5 顧問は、無報酬とする、ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員の実任の免除)

第 29 条 この法人は、一般法人法第 111 条第 1 項の実任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、実任の原因となった事実の内容、当該役員の実任の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事および常任理事の選任および解職
- (4) その他法令およびこの定款で定められた事項

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長および監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 基金

(基金の拠出等)

第36条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる

2 拠出された基金は、別に定める規定により返還することができる。

第8章 資産および会計

(財産の種類)

第37条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第38条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書および資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、事業計画書および収支予算書の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第1項の承認を受けた事業計画書、収支予算書および資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第41条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(設置等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任命し、その他の職員は理事長が任命する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

第 9 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

北九州市八幡西区御開三丁目8番15号

丹 康 弘

静岡市清水区馬走968番地の17

大 石 友 彦

静岡市清水区北矢部870番地の3ニュースターズA202号室

丹 佑 之

(設立時の役員)

第51条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 丹 康 弘

設立時理事 大 石 友 彦

設立時理事 丹 佑 之

設立時監事 吉 田 秀 樹

(設立時の代表理事)

第52条 この法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

北九州市八幡西区御開三丁目8番15号

設立時代表理事 丹 康 弘

(最初の事業年度)

第53条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第54条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、平成29年4月11日から施行する。
- 2 この定款の変更は、総会の議決の日(令和元年10月19日)から施行する。
- 3 この定款の変更は、総会の議決の日(令和2年 3月14日)から施行する。